
岩手県議会小西和子議員の質問と県回答について

2025年3月14日

他県で発生した放射性汚染廃棄物の本県への搬入について

福島第一原発事故で発生した汚染土の本県受入について

昨年来「宮城県発生放射性汚染廃棄物を岩手県内で処理処分をしている疑念」について岩手県議小西和子さんに県議会での質問をお願いしてまいりました。

この2月県議会（3月10日）に質問していただき、その議事録が届きました。

岩手県では宮城県の汚染ゴミの焼却処理は行われていなかったようです。それは県南の自治体自身で抱える汚染物の処理に追われているからのようであり岩手県の担当課への他県のことを焼却してよいかなどの連絡はなかったとのことから想定できました。

その他、福島第一原発事故で発生し中間貯蔵されている汚染土の公共道路などでの本県での使用については国と電力の責任である。岩手はまだ汚染物の処理に追われている他県のことを処理するゆとりがないとの明快な見解でした。

わかったことは次の4点かと思われます。

- 1) 宮城県発生放射性汚染廃棄物は本県で処理処分されてはいないようだ。（各市町村担当課からそのような相談等は寄せられていない）
- 2) 福島原発事故で発生した汚染土の本県での公共事業等に係る詳細説明は来ていない。本県で発生した汚染土等の処理があり、福島汚染土等を受け入れる状況にない。
- 3) 本県独自の放射性廃棄物に係る条例制定について
 - ① 高レベル放射性廃棄物最終処分場の受け入れる考えはないことを表明しており、この考えに基づき対応していくことになる。
 - ② 原発事故で発生した汚染物は国と電力が責任をもって対処すべきであり、その旨要望していきたい。

回答議事録は次ページをご覧ください。

小西議員さんには質問していただき感謝しております。

三陸の海を放射能から守る岩手の会

R07.03.10【予算特別委員会】小西和子委員 2(1) 他県で発生した放射性物質汚染廃棄物の本県への搬入について

【資源循環推進課総括課長答弁実績】

令和 7 年 3 月 1 0 日 (月)	人 目	小 西 和 子	委 員
担当：環境生活部 資源循環推進課			
2 環境保全について (1) 他県で発生した放射性物質汚染廃棄物の本県への搬入について 他県で発生した放射性汚染物が本県で焼却や埋設が行われている可能性について、実態を把握し、県としての姿勢を明らかにすべきではないか、見解を問う。			

他県で発生した放射性物質汚染廃棄物の本県への搬入についてであります。福島第一原発事故による放射性物質で汚染された農林業系副産物などの廃棄物は、廃棄物処理法上、一般廃棄物に位置づけられ、市町村の責任のもと適切に処理されているところです。現在県内では、関係市町村において未だ処理されていない農林業系副産物がございますので、まずは、これらが優先的に処理されていくべきものと考えています。なお、他県の市町村が本県において一般廃棄物の処理を行う場合においては、廃棄物処理法に基づき、事前に搬出元・搬出先の市町村間で協議を行うこととされているところです。これまで、県内市町村から県に対し相談等は寄せられていない状況です。

【環境保全課総括課長答弁実績】

令和 7 年 3 月 1 0 日 (月)	小 西 和 子	委 員
担当：環境生活部 環境保全課		
2 環境保全について (2) 福島第一原発事故の除染土の本県への受入れについて 福島第一原発事故の除染で出た汚染土の再利用や処分について、全国の公共工事で道路の盛土等に利用する方針が示されているが、本県での再利用が国から求められた場合、受け入れるのか。その時のため、条例等で本県としての姿勢を明らかにしておく必要があるのではないかと、見解を問う。		

福島第一原発事故の除染土の本県への受入れについてであります。福島県の中間貯蔵施設に保管されている除去土壌につきましては、今後、国が示す「再生利用基準」及び「復興再生利用ガイドライン」により、1 キログラムあたり 8,000 ベクレル以下の土壌を再生復興資材として、全国の公共事業で活用する方針と承知していますが、現時点において、環境省からは、受入や再生復興資材等に関する詳細な説明はないという状況です。

なお、本県は、県南 3 市町において未だ除去土壌を相当量保管している状況にあることから、まずは、国が示す「埋立処分基準」及び「福島県外における除染により発生した除去土壌の処分に係るガイドライン」により、県内で保管している除去土壌の処分に向けた検討を進める必要があり、福島県の再生復興資材の受入れを検討できる状況にはないと認識しています。

【環境保全課総括課長答弁】

令和 7 年 3 月 1 0 日 (月)	小 西 和 子	委 員
担当：環境生活部 環境保全課		想定質問：あり
2 環境保全について (3) 新たな条例の制定について 現行ガイドライン「放射性物質に汚染された廃棄物の焼却・処分等に係る対応ガイドライン」では対応できなくなってきた。そのため次の条件を含む新たな条例を制定すべきと考えるが見解を問う。		

放射性物質に汚染された廃棄物・土壌の処理についてであります。本県は、東日本大震災津波に伴う原発事故により大きな影響を受け、未だ汚染された農林業系副産物の焼却が続けられているほか、今後、除去土壌の処分を検討しなければならない状況でありまして、関連施設の誘致や廃棄物の受入れに積極的に取り組む市町村はないものと考えます。

また、本県には、原子力発電所が立地しておらず、東日本大震災津波を経験した経緯から、放射性物質に対する県民の理解を得ることが難しいこと等から、県では、高レベル放射性廃棄物最終処分場を受け入れる考えはないことを表明しているところでありまして、放射性物質に汚染された廃棄物・土壌等の処分等についても、この考え方に基づきまして対応していくことになるものと考えます。

条例化ということでございますが、福島第一原発事故に伴い発生した放射性物質汚染廃棄物、除染土につきましては、国及び電力会社等が責任をもって対処すべきと考えますので、対応を要望してまいりたいと考えております。

R07.03.10【予算特別委員会】小西和子委員 2(1) 他県で発生した放射性物質汚染廃棄物の本県への搬入について

【環境生活部長答弁実績】		
令和7年3月10日（月）	小西和子	委員
担当：環境生活部 環境保全課		
2 環境保全について （3）新たな条例の制定について 岩手県としての姿勢を示すために条例化すべきと考えるが、部長の見解を伺う。		

委員から御提案のあった条例の制定についてであります、
全国の状況を見ますと都道府県レベルで同じような条例を作っているのは北海道のみとなっております。北海道がそのような条例を作ることとなった経緯については、道内の市町村で関連施設の誘致を進めるという話があったからだと聞いております。
一方、本県の状況は、さきほど総括課長から御答弁申し上げたとおり、農林業系副産物の焼却が続けられているほか、今後、除去土壌の処分を検討しなければならない状況にありまして、北海道のように、立法措置を講じて対処すべき状況にあるのかどうかを含め、丁寧な議論が必要ではないかと考えます。
また、原子力政策は国が推進してきたものであり、ALPS処理水への対応と同様、廃棄物の問題についても、国民の不安や懸念には、国や原子力発電事業者が責任をもって丁寧に対応していくべきと考えています。